

静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示に関する事務取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示（平成 29 年静岡市告示第 694 号）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 格付の評価項目及び審査基準

等級の格付を行う場合の評価項目は、次に掲げるところにより行うものとし、物品の製造の請負（修繕を含む。以下同じ。）に係るものについては別表 1 に、物品の買入れ又は売払いに係るものについては別表 2 に掲げるところにより審査し、数値を付与したうえ格付する。

### (1) 販売等の年間平均実績高

契約の種類ごとに、申請の日（以下「申請日」という。）の直前 2 年間の年間平均販売等の実績金額

### (2) 経営規模

申請日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（個人にあつては次年度繰越純資本金の額をいう。）及び営業に必要な機械、工具、備品等の生産設備の現存価格（物品の製造の請負に係るものに限る。）

### (3) 流動比率

直前決算における流動資産を流動負債で除したものに 100 を乗じて得た数値

### (4) 営業年数

申請日の前日までの営業年数

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

廃止後の静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示に関する事務取扱要領の規定は、令和4年4月1日以後の有効期間に係る競争入札参加資格審査資格について適用し、同日の前日までの有効期間に係る競争入札参加資格については、なお、従前の例による。

別表 1

物品の製造の請負に係る評価項目及び審査基準

1 総合評価

等級	総合数値
A	80点以上
B	70点以上80点未満
C	70点未満

2 製品の年間平均実績高の付与数値

数値	実績高	数値	実績高
55	1億円以上	40	500万円以上1,000万円未満
50	5,000万円以上1億円未満	35	100万円以上500万円未満
45	1,000万円以上5,000万円未満	30	100万円未満

3 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額
10	5,000万円以上	4	100万円以上500万円未満
8	1,000万円以上5,000万円未満	2	100万円未満
6	500万円以上1,000万円未満		

4 生産設備の額の付与数値

数値	生産設備の額	数値	生産設備の額
15	5,000万円以上	6	100万円以上500万円未満
12	1,000万円以上5,000万円未満	3	100万円未満
9	500万円以上1,000万円未満		

5 流動比率の付与数値

数値	流動比率	数値	流動比率
10	95%以上	4	60%以上70%未満
8	80%以上95%未満	2	60%未満
6	70%以上80%未満		

6 営業年数の付与数値

数値	営業年数	数値	営業年数
10	10年以上	4	5年未満
7	5年以上10年未満		

別表2

物品の買入れ又は売払いに係る評価項目及び審査基準

1 総合評価

等級	総合数値
A	80点以上
B	70点以上80点未満
C	70点未満

2 商品の年間平均実績高の付与数値

数値	実績高	数値	実績高
65	1億円以上	50	500万円以上1,000万円未満
60	5,000万円以上1億円未満	45	100万円以上500万円未満
55	1,000万円以上5,000万円未満	40	100万円未満

3 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額
15	5,000万円以上	6	100万円以上500万円未満
12	1,000万円以上5,000万円未満	3	100万円未満
9	500万円以上1,000万円未満		

4 流動比率の付与数値

数値	流動比率	数値	流動比率
10	95%以上	4	60%以上70%未満
8	80%以上95%未満	2	60%未満
6	70%以上80%未満		

5 営業年数の付与数値

数値	営業年数	数値	営業年数
10	10年以上	4	5年未満
7	5年以上10年未満		